

荻窪法人会

O G I K U B O H Ō J I N K A I

199



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に442の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

- 3 令和元年度 全国統一の「会員増強運動月間」が始まる
 - ◎ 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長
 - ◎ 水島隆明／公益社団法人荻窪法人会 組織委員会 委員長
 - ◎ 石井福則／荻窪税務署 副署長
- 5 秋のブロック研修会
 - ◎ 全ブロック共通テーマ
 - 講師：鈴木拓／荻窪税務署 審理上席調査官
- 9 e-Tax 推進税理士事務所について
- 10 米田博文 荻窪税務署署長インタビュー
- 12 高橋美保 女性部会長インタビュー
- 14 税制委員会より「法人会全国大会 三重大会 参加のご報告」
- 16 税制委員会より「令和元年度 税制改正に関する提言」
- 18 税制委員会より「第36回法人会全国大会 三重大会紀行文」
- 19 税務コーナー
- 21 ブロック・支部・委員会・部会からの報告
 - ◎ 厚生事業委員会
 - ◎ 第5ブロック
 - ◎ 女性部会
 - ◎ 青年部会
 - ◎ 源泉部会

表紙イラストについて



荻窪周辺のイベントシリーズ 【杉並納税街頭キャンペーン】

杉並区／都税事務所／税務署／杉並税務懇話会／荻窪税務連絡協議会 地方税の電子申告が主催で2019年10月27日で第11回を迎える「杉並納税街頭キャンペーン」イベントです。青梅街道、阿佐ヶ谷駅周辺を学生のプラスバンドの皆さんと共にパレードを行っています。

「組織委員会とは」未加入法人への会員増強運動推進のために、各ブロック・支部・部会から推薦された役員が勧奨活動する委員会です。

公益社団法人荻窪法人会 組織委員会会員増強推進会議

令和元年度全国統一の「会員増強運動月間」スタート。

毎年10、11月に全国統一の「会員増強月間」がスタートします。組織委員会では9月19日（木）に西荻窪「こけし屋」で会員増強推進会議を行いました。来賓には荻窪税務署より石井副署長・向後統括官・鈴木審理上席が出席されました。石井副署長が挨拶で日頃の税務行政への理解について感謝の言葉を述べられました。今回の増強推進会議の出席数は58名で、会員増強運動への意欲が伺えました。



会長あいさつ

柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長

荻窪法人会が高い組織率を維持できるのは、荻窪法人会の「伝統と実績」の源であり、会員増強に取り組んでいただける支部長・支部役員・組織委員の皆様のお陰であると改めて御礼申し上げます

会員増強推進会議に組織委員の皆様、ブロック長・支部長の皆様には多数のご出席をいただきありがとうございます。又、税務署からは石井副署長様・向後統括官様・鈴木審理上席様にも公務多忙な中、ご臨席いただき厚く御礼申し上げます。今年度も組織委員会及び支部役員の皆様におかれましては、大変暑い最中の7月～9月12日の間に稼働法人調査を実施して頂き今年も高い加入率を維持しております。法人会全体（全法連・東法連）の会員数が減少し組織率が低下する中、荻窪法人会が高い組織率を維持できるのは、荻窪法人会の「伝統と実績」の源であり、会員増強に取り組んでいただける支部長・支部役員・組織委員の皆様のお陰であると改めて御礼申し上げます。



さて、詳しい会員増強推進施策についてはこの後、水島組織委員長より発表があると思いますが、法人会も公益法人化にもない、個人事業主の方たちも入会できるようになり、個人の飲食業の方など幅広く入会勧奨が出来ればさらに荻窪法人会が活性化するのではと考えております。本日は、組織拡大の決起集会でもあります。推進会議終了後の交流会では時間の許す限り和やかにご歓談頂きたいと思っております。

委員長あいさつ

水島隆明／組織委員会 委員長

地域で荻窪法人会の知名度を高めたい

荻窪法人会会員の皆様におかれましては日ごろより組織委員会の活動にご協力いただきましてありがとうございます。夏も終わり、各支部では稼働法人調査へご協力いただくとともに、今年度の増強目標を提示していただきました。重ねて御礼申し上げます。

令和元年度の増強目標ですが、稼働法人2733社に対し、全支部合計で74社の増強、目標加入率は76パーセントとなりました。達成を目指してがんばっていきましょう。よろしくお願いたします。

私の就任時から取り組んでいる組織委員会のスローガン「来たくなる法人会」での実施目標である9月中の増強目標設定は今年も全支部で達成できました。

また、もうひとつの目標である支部役員会の実施については、改めて毎回の組織委員会で支部役員会の開催状況の把握に努めており、延べ37回開催が出来ております。今後も支部役員会の積極的な開催をお願いいたします。

今回の会員増強推進会議実施にあたり、正副委員長会議、組織委員会では今後の増強のために「荻窪法人会の地域

での知名度向上」が課題として提起されました。具体案としては、路線バスの案内アナウンスでの広告、地域商店街の域内放送での宣伝、J・COMなどの地域媒体の活用、駅頭広告など様々なアイデアが出されました。まず「法人会」という言葉を先に見聞きしておいていただければ入会勧奨も進むのでは、とのご意見も沢山いただきました。法人会には広報委員会もありますので、今後相談しながらこうした取組みをおこなってまいりたいと思います。会員の皆様にも何か広告媒体があればお知らせください。今後ますます「来たくなる法人会」の実現に向けて努力をしてまいりますのでご支援をお願いいたします。ありがとうございます。

広告媒体があればお知らせください。

今後ますます「来たくなる法人会」の実現に向けて努力をしてまいりますのでご支援をお願いいたします。ありがとうございます。



ご来賓あいさつ

石井福則／荻窪税務署 副署長

税に対する意識の高さが、活発な会活動につながっているものとお見受けいたします

荻窪法人会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして多大な御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

私は今年7月に荻窪税務署に着任し、各ブロックの秋季研修会をはじめとして、税に関する情報を提供させていただく機会を頂戴しておりますが、研修会などに御出席いただき、誠にありがとうございます。皆様のこうした税に対する意識の高さが、活発な会活動につながっているものとお見受けいたします。

さて、税務行政におきましては、現在の二つの重要課題を掲げております。

まず、消費税率の引き上げと軽減税率制度についてです。これらの実施を来月に控えておりますところ、署といたしましては、今後もし引き続き、積極的に広報・周知に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

次に、e-taxの利用促進についてです。e-taxにつきましては、その利用により、納税者利便の向上と行政事務の効率化が図られることから、その普及及び定着に向けて、国税庁・国税局・税務署が一体となつて取り組んでいるところであります。皆様におかれましては、日頃から大変に積極的な利用勧奨をいただいているところであります。感謝申し上げます。特に、昨年度の税制改正により平成32年4月1日以後に開始



される事業年度から適用される法人税や消費税などの確定申告等を対象に、大法人については、e-taxによる申告の義務化が定められました。そして、e-taxの義務化とともに、法人税等に係る申告データを円滑に電子で提出いただけますよう、提出情報等のスリム化や送信容量の拡大など環境整備を進めることとされていることから、こうした施策を順次実施していくこととしております。

また、平成31年の1月以降、個人の納税者につきましても、国税庁が推奨する「マイナンバーカード方式」に加え、マイナンバーカードやICカードリーダーライタをお持ちでない方も利用いただける、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した「ID・パスワード方式」が導入され、e-taxの利用手続がより便利になりました。

署といたしましては、今後も、こうしたe-taxの利便性の向上に努めてまいりますとともに、税制改正事項などについても積極的に広報・周知を行ってまいりますので、引き続き、今後、新しく会員様をお迎えされた際には、その方々にも研修などを通じて、私どもも税の知識等を説明させていただければ幸いです。

結びになりますが、本日の会議が実りある会議となるよう、また、荻窪法人会の益々の御発展と、本日御出席の皆様方の御健勝、御事業の御繁栄を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

公益社団法人 荻窪法人会

令和元年度

ブロック秋季研修会 BLOCK



【秋の研修会について】 荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。秋はそれぞれのブロックが個別に研修会を開きます。秋の研修テーマの一つは、荻窪税務署に講師をお願いして税務・納税など税金に関わる話や今まで経験されたことなど講話していただきます。この研修テーマは各ブロック共通ですが、ブロックによっては第2部を編成して地域に関わる講演を企画することがあります。法人会以外の方もご参加いただけます。

全ブロック
共通テーマ

ブロック	開催日	場 所		出席数
1	9月12日(木) 17:30	井草区民センター	【共通テーマ】 「導入間際！消費税法減税率制度のおさらい」 「ワインラベル表示のルールと地理的表示」 荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官 鈴木拓氏	34名
2	9月 6日(金) 18:00	杉並会館マツヤサロン		22名
3	9月10日(火) 18:00	法人会2階会議室		28名
4	9月18日(水) 18:00	シーダー HATA		31名
5	9月25日(水) 18:00	法人会2階会議室		32名
				計 147名

第1ブロック秋季研修会

導入間際の消費税軽減税率制度のおさらいへ

副ブロック長 石黒貞男

第1ブロックの秋季研修会は、9月12日木曜日17:30より井草地域区民センターにて行われました。研修会を行う前に、7月時に税務署の署長以下、署を異動されました関係で、荻窪税務署副署長（法人担当）の石井福則様、法人課税第1部門統括官向後孝廣様の初めての顔合わせとなりますので、一言ご挨拶を頂てから研修会に入らせて頂きました。研修内容としては、荻窪税務署法人課税第1部門審理上席調査官である鈴木拓様によるご講演でした。第1部のテーマは「導入間際！消費税軽減税率制度のおさらい」。10月1日より改正される消費税10%に対して、食料品（酒類や、外食（イートイン）、ケータリング等は、対象外）や新聞（定期購読のみ）に適用する軽減税率おさらいを行ないながら、今期の消費税の申告内容や、計算方式についての説明をいただきました。注意※今期は、9月決算までの方法と10月以降決算になる企業で方式がまるで変わることが理解できないと難しくなるようです。10月以降決算は、消費税8%（以

降旧税率）と新税率10%（以降標準税率）や新税率の軽減税率8%の3種類に分類され消費税は、国税の消費税率と地方税の地方消費税率が組み合わせられている税で旧税率は、消費税率/消費税率が6・3/1・7ですが、標準税率は、7・8/2・2・軽減税率は、6・24/1・76と税率が違っています。請求等の内容についても、軽減税率対象品が、有るか無いかによって明記方法も変わります。（此処の内容は、10月からの購入時のレシート等を見ると解ります。）この詳しい内容についてのカイドは、税務署より、法人企業については、郵送されていますのでご確認ください。

第2部のテーマは、「ワインラベル表示のルールと地理的表示」。昨年は、お酒の地理的表示（G-）の設定が、国税庁長官が認定し「正しい産地であること」と「一定の基準を満たした品質である事」が求められるようになりました。平成6年に国税庁が制度を制定し、平成27年に見直しを行い、全ての酒類が対象となった事の続編ですが、



その後、ワイン（北海道）と清酒（灘五郷）の地域が、追加されまして、清酒（1国・3地域）/ぶどう酒（2地域）/蒸留酒（焼酎・泡盛を含む4地域）が地理的表示（G-）となりました。（2018/6/28現在）ワインの分類が、日本ワイン・輸入ワイン・海外原料使用ワインになり、ラベルの今は、その内容を明記しなければならぬようです。

研修会終了後の懇親会も、普段はめったにお近くでお話できない、今回ご来賓の荻窪税務署副署長石井福則様や法人課税第1部門統括官向後孝廣様、法人課税第1部門審理上席調査官鈴木拓様を囲み、終止和やかな雰囲気でした。今回秋季研修会にご参加のみならず、ありがとうございました。

第2ブロック秋季研修会

ブロック長 河又雅之

令和元年9月6日 杉並会館にて



第2ブロックの秋季研修会は、「導入間際！消費税軽減税率制度のおさらい」と「ワインのラベル表示のルールと地理的表示」の2つのテーマで、会員17名、荻窪税務署3名の計20名で行われた。

消費税の軽減税率に関しては、今年で3度目の研修となり、会員の出席に陰りがあったが、研修3回目とあって会員からは、今回の研修が一番わかりやすかった、との意見をいただ

いた。複数の税率の適用を受ける会員の方から、レジの補助金の制度の質問が寄せられた。ワインのラベル表示も、前回日本酒の研修を受けていたので、理解しやすいものであった。

研修後、新着の署の方々と名刺交換をし、和気あいあいと歓談することができた。良い研修会でありました。

第3ブロック秋季研修会

第14支部長 多比良秀俊

秋季税務研修会

令和元年9月10日（火）午後6時より荻窪法人会2階会議室にて第3ブロック秋季研修会「導入間際！消費税軽減税率制度のおさらい」、「ワインのラベル表示のルールと地理的表示」の2つの各ブロック共通テーマで、鈴木拓 荻窪税務署 法人課税第1部門 審理上席調査官を講師に迎えて行われました。

1つ目のテーマである「消費税軽減税率制度」はまさに導入直前で、ポイントとなる内容を別紙資料をみながら、分かりやすく解説いただきました。2つ目のテーマでは、ワインラベル

表示について解説いただきました。輸入ワイン、日本ワインの正しい表記をすることで更にお酒の席でもワインを楽しむ知識となりました。

研修後の懇親会では、来賓の署の方々もご参加いただき、和やかな雰囲気と和気あいあいと歓談いただきました。参加人数は28名となりました。



第4ブロック 秋季研修会

副ブロック長 鎌田健二

「目前！消費税10%」ほぼ10日前

秋季研修会にふさわしく、雨が降って急に涼しくなりました。10月の消費税10%まで残すところ10日程となり、何度が研修を重ねてきた「消費税軽減税率」のおさらいがメインテーマ。

新たに就任された中川ブロック長の挨拶でスタートします。荻窪税務署から、いずれも7月の異動で着任された、石井副署長、向後第1統括官、鈴木上席を来賓に迎え、代表して石井副署長にご挨拶を頂戴しました。理解してい

たつもりの軽減

税率。ところが、

9月までの8%

と10月以降の軽

減税率8%は、

同じ8%でも中

身が違うため区

分が必要！理解

できていませんで

した。会社に戻

って確認が必要

です。もう一つの

テーマは「ワイン

のラベル表示のル

ールと地理的表

示」。「おやつ、受

講者30名の雰囲気少し前のめりになったよう「な？」気がしました。ワインのラベル表示にルールがあり、ラベルからいろいろな情報を得ることができると分かりました。フランスもドイツもチリも山梨も北海道も一切関係なく、原材料も確認せず、赤か白だけが分かるレベルの私にも興味深い内容。実際に飲みながら講義いただいたなら、さらに理解が深まった？かもしれない。熱のこもった説明をいただいた講師の鈴木上席に感謝致します。

各委員から報告や連絡をいただき、皆で協力して会場を設営し懇親会に移ります。来賓の税務署の皆様にも今月初めてお会いする参加者も多く、列ができる名刺交換をしながら、丁寧に情報交換をしていただきました。ありがとござ

います。研修テーマのワインの話題もあり、美味しい本格焼酎あり、会員同士の楽しく有意義な情報交換の時間を持ちました。

研修会、懇親会の司会、閉会や乾杯、中締め

の挨拶を担当いただいた副ブロック長の永田さん、辰巳さん、西さん、中原さん。前ブロック長の泰さん。それぞれの役割を担当いただいた役員の方、そして参加いただいた会員の皆様に感謝申し上げます。次の機会を楽しみにしながら解散。会場を出ると雨があがっていました。

第5ブロック 秋季研修会

菊池雅樹

導入直前！具体例満載の熱い軽減税率制度研修会

荻窪税務署より、副署長 石井様、法人課税第一部門統括官 向後様、法人課税第一部門審理上席調査官 鈴木様をお迎えしての5ブロック 秋季研修会が、法人会館にて行われました。鈴木上席に講師を努めて頂き、テーマは「導入間際！消費税軽減税率制度のおさらい」と「ワインのラベル表示のルールと地理的表示」の二本立てです。10月1日の改定消費税軽減税率の実施直前という日程もあり、特に混乱が予想される軽減税率の適用例について、細かな実例を挙げ解説して頂きました。また申告書記入上の注意なども教授頂き、質疑応答も多く有意義な研修会となりました。また、第二部では、国税庁資料により、ワインラベル表示の読み方を教えて頂きました。輸入ワインから昨今人気急上昇の「日本ワイン」を含め、正しい表示ルールを知ることによってワインそれぞれの由来を把握することができ、よりワインを楽しめるようになるということで、出席者も興味津々に聴講。ラベルを読んで多少自慢げに解説できるようになったかもです。両演目で大変わかり易い講義をして頂いた、鈴木上席に感謝いたします。



e-Tax 推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さま方の多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたらいいか?」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか?」との問いを發したところ80名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけないでしょうか?

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Tax普及推進委員会

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所 (敬称略)

令和元年10月9日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652	天沼	桑山 務	天沼1-2-3	3398-1316
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228		鯉淵 洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455	
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128	
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334	
	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6676-9989	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910	
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177	
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021	
	小島孝子	下井草5-23-2鈴木ビル203	6317-7493	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221	
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976	久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9Ken's西荻北ビル5F	6454-7471	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425	
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前口イールハイツ304号	3334-1305
鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101	小松原伸元		宮前4-31-1	5941-9239	
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266	
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194	
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566	荻窪	熊澤眞理子	荻窪1-17-11	6915-1807
	東原功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055		森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グライジオソ西荻窪B1	3399-0180	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115	
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781	尾崎正俊	荻窪3-47-15 第3野村ビル300号	3392-1101	
上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945	
	吉原敬三	上荻1-11-3アベイク神秋602号	3391-2881	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216	
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588	早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626	
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアングランテ602	3391-1044	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123	
	今村千恵子	上荻1-18-12春木屋ビル	6915-1303	千葉繁樹	荻窪4-32-3AKオギクボビル401	050-5527-4372	
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006	
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003	
	岩倉永一	上荻1-21-23-3F	3392-0157	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002	
	岩倉礼子	上荻1-21-23-3F	6915-1410	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812	
	原田叔法	上荻1-21-23-3F	3392-2170	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671	
	小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981	
	藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジデント216	5347-9930	
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465	
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211	
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523	
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111	岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1198	
本天沼	小野寺誠 税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680	松庵	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152				
	小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100				

荻窪法人会は税務の協力団体でもあります。
新任の税務署長の人柄を紹介しながら、税務行政について、
また荻窪の感想をお聞きます。

米田博文

荻窪税務署署長インタビュー

常に新しいことに 挑戦してみたい

聞き手／前田薫範・岡 博之



基本は楽観主義者なんです。なんとかなる、ってね」と語る米田新署長。真面目な税務職員のイメージとはちょっと変わった独自のスタイルに、初めは少々面食らったインタビュアーも、数々の経歴とエピソードに引き込まれ、楽しいインタビューとなりました。

大卒後、理財局へ

本年7月、荻窪税務署に着任された米田署長は、昭和40年生まれの54歳。熊本県人吉市のご出身です。高校卒業後、税務職員として熊本国税局で採用され、その翌年に大阪国税局管内、京都の右京税務署に勤務しながら同志社大学商学部に通われました。

「当時は夜学が普通にあつた時代。立命館大学や関西大学など伝統ある夜間学部ではなく、今のフレックス制の先駆けのような同志社を選びました。入試も試験も先生も昼間部と同じで時間だけ夜。社会人は少なくて、体育会の子たちが多かったですね」

同じ必修科目のなかで、多くの学生が単位の取りやすい先生を選びますが、社会人である米田署長は、限られた時間枠で履修科目を決めなければなりません。ある英語の科目では、非常に厳しい教授を選択したためエントリーしたのは3名。2回目の講義では2人になり、3回目からは研究室でマンツーマンで受けることになりました。

「予習していきますが、授業時間の1時間半ずつと一人で訳し続けるほど予習は進んでないので、最初の30分は自分で、30分は先生が、残り30分は雑談でした。相続税の話や税金の問題など、今思うと子どものような私と、よくそういう話をしてくださったと思います。大学には外国人の先生も多くて、一緒に飲みに連れて

行ってもらったこともありました。ですから、社会人になっても語学を鍛える機会に恵まれましたし、それがその後の留学にもつながっていると 생각합니다」

大学卒業と同時に税務署勤務が開けると、最初の異動先は大蔵省でした。国債、財政投融资、国有財産などの管理を主な業務とする理財局で、資金管理課に配属されました。

「理財局から、平成4年に麹町税務署に異動しました。これは国税専門の研修を受けるためでした。このまま東京国税局に残れないかな、本省でも主税局や国税庁といった税にからむ仕事ができないかなとも思ったんですが、翌年に理財局国債課に戻ることにになり、以降はまた本省で過ごすことになりました」

その後、平成9年にカリフォルニア大学サンディエゴ校の大学院に留学されています。

「ビジネスを学びましたが、医学部の教授や海上自衛隊から米軍に派遣されている方々に大変お世話になりました」

「常に新しいことに挑戦してみたい」そう米田署長は語ります。

なぜ公務員になったのか

在職中に何度か大きな転機があったという米田署長。留学もその一つのきっかけになりました。

「アメリカ人は、優秀な人は政府の仕事などせず、まず一番優秀な者は起業を目指



し、次は民間企業なんです。UCサンディング「ゴ」では、なんで公務員なんてやってるんだとボロカスに言われて漠然と転職を考えました。そのまま残って再就職しようか、とも考えて、何社か受けたりしたんです。力試しがしたいという思いはありましたが。でも、なぜ公務員になったのか。それはどこかに『世のため人のため』という思いがあったからじゃないかな。お金さえもらえればいいんだっけ？ 違っよな。結局、戻ることにしました」

平成13年の省庁再編で大蔵省から財務省への名称変更を経て、職歴は理財局総務課企画係長、財政投融资総括課課長補佐、平成17年に国有財産調整課課長補佐に。国有財産法の改正にあたって、その対応のために投入された人事で、国有財産である庁舎を建てるべきか借りるべきかといったコスト比較のシステムや証券化スキーム作りなどに奔走しました。ここでもまた転機がありました。新たに就任した幹部が情報統制したり、一部の人々を優遇するような状況になったのです。

「我々プロパー職員の扱いを不満に思いました。私も40歳くらいだったので、こんな人の下で働かなきゃならないのかと、ちょっとグレまして（笑）、異動の希望に沖繩の税務署と書いたんです。夕暮れに魚でも釣りながら暮らすのもいいな、なんて。そうしたら人事担当が飛んできまして、『待て、辞められちゃ困る、このなかから異動したい好きなところを選ん

でいい』と言ってくれたなかで決めたのが外務省でした。外務省は建物こそ隣ですが、理財局と最も縁のないところ。肩書きは大臣官房会計課無償等経理室長。ODA（政府開発援助）の仕事で、ちょうどJICA/ジャイカ（国際協力機構）がODAの執行機関と位置付けられて一元化されるタイミングでした。実は、このポストはあまり期待されていないポストで、少し勉強する時間かとれるかもと思っていたんですが、JICAへ移管する仕組みのなかに大きな問題を見つけてしまい、変えたほうがいいと働きかけて。結局、仕事一筋となりました（笑）」

新発見が好きです

平成22年に理財局に戻り、27年、総務課理財調査官として異動前の4年間を過ごされました。理財調査官は、まさに「ザ・人事」の仕事です。理財局全体でおよそ400人のうちキャリアの人たちの人事は秘書課が行いますが、それ以外は80名程出向者を含めて米田署長がすべて行っていたそうです。

そして、令和元年7月荻窪税務署長に就任されました。

「荻窪税務署庁舎の移転等については国有財産調整課にいたことからタッチしていただき、大変なときには行かず、引越まで終わってから理財局から行くのかというご批判もありましたが（笑）、いま非常に感慨深く、名誉なことだと思っています

す。若いころ税務署長に廊下で呼びかけられて、『俺の名前、知ってるんだ』と驚いた覚えがあります。そのころの立派な署長のようにはなれないかもしれませんが、ちょっと変わった切り口の、風変わりな税務署長と一緒に仕事をするのも、皆さんにとっていいかなと思います」

米田署長のお住まいは武蔵野市桜境、武蔵境が最寄駅で、荻窪署までは30分あり。ご家族は、奥様と3人の娘さん、そして12歳のアメリカンショートヘア。ネコちゃんも女の子です。

「我が家で頂点に君臨するのは奥様、次がたぶんネコ、娘たちが続いて、その下が私（笑）。娘たちとは食事や買い物に行ったり、ボーイフレンドのアメフトの試合を見にいったり、仲良しですよ。趣味というほどではないけれど歩くのは好きで、小金井公園でジョギングしたり、多摩湖のサイクリンロードや多摩川沿いの道を歩いたり、知らない土地の街歩きも好きです」

「新発見が好き」という米田署長に、荻窪の街の印象をうかがいました。

「荻窪税務署管内を眺めていると、かつての農地が宅地化されていく過程で、地主の方々が良質な住宅を供給され、そこを選んで住んだ方々が高級住宅地を築いた。それが荻窪のカラーを作っていると感じます。整った住宅地を潤す商店街が充実して、暮らす上では最高の場所ですね。こんな素晴らしいエリアで勤務する機会をいただき、非常にありがたいと思っています」



高橋美保

女性部会長インタビュー

楽しく、役に立つ

女性部会を作っていきましょう！

聞き手／前田薫範・菊池雅樹・岡博之

このたび女性部会長に就任された株式会社ジロンジュエリーの高橋美保氏にお話をうかがいました。光り輝くジュエリーにふさわしく、エレガントな雰囲気をお持ちの高橋女性部長ですが、お若いころの放浪の旅、その旅での運命の出会いなど、驚きの連続のインタビューとなりました。

教職を蹴って、一人旅へ

高橋女性部会長は愛媛県のご出身です。「田舎で育ちましたから、子どもころは近所の友達と野原で駆け回ったり、夏は川で遊んだり、草の実を弾にした鉄砲を作ったりしましたね」と懐かしそうに振り返られました。

高校までを愛媛で過ごし、大学進学を機に東京へ。言葉のギャップは大きかったといいます。

「東京弁がしゃべれない。言葉が出てこない。カルチャーショックでした。私が育った家は、父親が長男で家を守っていく『おもや』。いわゆる本家で、封建的とまではいかないけれど、祖父がいて、父がいて、古い昔の社会のままでした。それがものすごく窮屈で、狭い社会から飛び出したいと思って東京の大学へ行ったんです」

教職を目指し、大学卒業後は、愛媛に戻って高校の教師として採用が決まっていました。ところが、就職する土壇場になって、それを断って旅に出たのです。既成の社会体制や価値観にしばられた生き方を否定する「ヒッピー文化」の名残があった時代であり、それは当時の若者のあこがれでもありました。沢木耕太郎の紀行小説『深夜特急』がバックパッカーのバイブルとも言われたころです。

「マレーシア、シンガポール、インドネシア、香港、タイ。それからインドまで行って、昔のボンベイ（現ムンバイ）からゴアのあたりまで行って、1年くらいの一人旅でした。『深夜特急』のさわるところですね。

いま考えると両親には本当に申し訳なく思っています。でも、堅苦しいところから脱却したい、自分を変えたいと、あがいていたんだと思います」

この旅の終盤、高橋女性部会長は、タイのバンコクで一人の男性とめぐり合います。その人こそ、現在のご主人、高橋正志氏でした。ジロンジュエリーの三代目としてイギリスへ留学していた正志氏は、その帰途を中近東からインドを経てすべて陸路を旅してバンコクへ。「そのまま結婚しちゃったんです」と女性部会長。

女性の視点でアドバイス

結婚後は専業主婦として家庭を守ってきた高橋女性部会長ですが、子どもたちが成長し子育ての手が離れたころ、会社の経理の女性が辞めてしまったことを機に、会社を手伝うようになりました。

「ほんの少し経理を勉強したことがあって、会社に入るようになりました。今も経理と、小売のお客様のマネジ

メントを担当しています。もともとジュエリーにはまったく興味がなく、関係ない世界にいましたから勉強しました。勉強はおもしろかったですね。

ジュエリーはとても美しいものです。この1個で家が建てられるくらいの値段のものを間近に見て、手にすることができるといっのは幸せです」

シロンジュエリーは、長年、阿佐ヶ谷に本社を置いていました。その後、上井草に移り、2007年に現在の荻窪に移転しています。小売りを始めたのは、荻窪にアトリエ・サロンを開いてから。それ以前は、ジュエリーをデザインし制作したものを小売店や卸企業などに納める、いわゆるメーカーに徹していましたが、「作るだけじゃなく、作ったものを直接お客さまに売りたい」という正志氏の夢を実現したのが、荻窪本社のサロンのことです。

「お客さまの98%は女性です。女性の私に対応することで、お客さまもホッとできるんじゃないかと思えます。ここではジュエリーは並べずに、一つ一つお話をうかがって作っていきます。最近は、よく若いカップルが結婚リングなどのご相談でいらっしやいます。『お母さん』のような感じで話をうかがっています。主人は作り手であり、男性からの視点で

ですが、それとはちよつと違う女性の目線でアドバイザーもできると思います。

これから結婚する若い方はラブラブで幸せいっぱい。その幸せを分けてもらえます。卸しだけでなく、直接お客様と接することで、喜びも伝わってきて、すごく嬉しいし、それを職人さんにもフィードバックできるんです」

楽しい女性部会に！

高橋女性部会長のプライベートをお聞きました。ご趣味は20数年続けていうフラワーアレンジメント、最近始められた俳句。そして健康管理のためにジムに通われています。

「俳句は、ボケ防止のために大学時代の仲間が始めたばかりです。最初は何も知らずに季語が3つも入ったり、夏と冬の季語が入ったりして大笑い。俳句は『座の文芸』といわれますが、集まって句会を開いてワイワイ批評したりするのが楽しいですね。

自宅は善福寺公園の近く。田舎の雰囲気で気に入っています。娘と息子はそれぞれ独立して、今は主人と私の2人と犬が1匹で暮らしています。トイプードルなんです。もう老犬で、昨年病気になってから、そ

の介護の合間に仕事をするという感じでした。やっと少し元気になりました。以前は接客もしてくれましたよ(笑)」

荻窪本社のアトリエ・サロンを開いてから、地元で愛される企業でありたいと強く思うようになったという女性部会長。女性部会で積極的に活動されるようになったのも、そのころからです。最後に新部会長としての抱負をうかがいました。

「前部会長の織茂さん、野田さんにはお世話になって、織茂さんがお亡くなりになったときは本当にショックでした。本来なら、副部会長のなかから適任の方がいらっしやいますが、年齢制限があるということで、私が部会長をお引き受けることになりました。

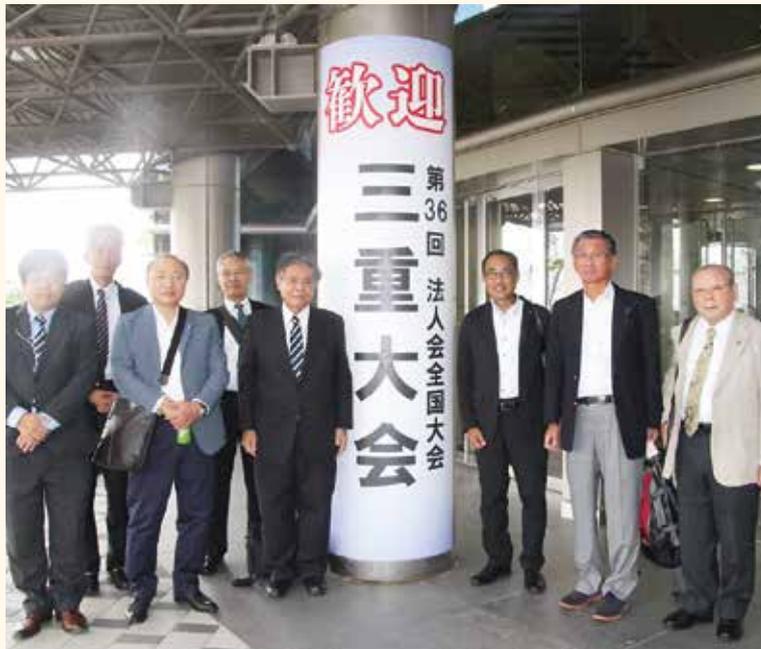
織茂さんが、女性部会はずは『楽しい会』についておっしゃっていて、やはりそれを引き継ぎたいと思います。そして、お年を召した方も楽しく、若い方も楽しくきて、皆さんの役に立つ、そういう女性部会を作っていけたらいいなと思っています。

私は強いリーダーシップをとるといふより、皆さんの意見を聞きながら調和していくタイプだと思いますから、そんな感じでやっていきたいですね。40年以上の歴史ある女性部会ですから、気を引き締めて務めさせていただきます。ただきたいと思っています」



法人会全国大会 三重大会 参加のご報告

税制委員・税理士 小林誉光



参加者の皆さん



第1部記念講演会の様子

令和元年10月3日(木)、三重県の「津市産業スポーツセンター」において、法人会全国大会 三重大会が開催されました。

名古屋から近鉄特急で約50分で津駅へ。そこからシャトルバスで20分。畑の真ん中にこのスポーツセンターはありました。大会当日も、プールは通常営業のようで、バスで大挙して押し寄せる法人会員を不思議そうに見ながら泳いでいました。会場に併設された物産展の会場には、イートインスペースもあり、「松坂牛」や「伊勢うどん」の実演販売もしており、物産展も大いに盛り上がりました。



伊勢神宮の行事のたくさんのスライド写真を通して、伊勢神宮の一年間、そして皇室の方々の活動、「皇室と神宮のかかわり」について、ご説明をいただきました。

会場が体育館であったこともあり、東京法人会エリアの二階席は音が聞き取りにくいところもありましたが、「四季折々の伝統行事」と「そのなかで活躍されていた 皇太子時代の天皇陛下のご様子」を拝見して、伊勢神宮が特別な場所であることを再確認することができました。

第一部 記念講演
演題 「皇室と神宮」
伊勢神宮
広報室広報課長
音羽悟 氏

第二部 式典

(1) 税制改正提言の報告

会場では、「令和2年度税制改正アンケート」の集計結果が発表され、それに基づいて作成された「令和2年度税制改正に関する提言(要約)」が発表されました。」

「令和2年度税制改正スローガン」
経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
適正な負担と給付の重占化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
中小企業は日本経済の礎。活力向上
のための税制措置拡充を！
中小企業にとって事業承継は重要な課
題。本格的な事業承継税制の創設を！

(2) 金沢法人会青年部会による 租税教育活動の報告

「わたしたちが考える
税金の使い方総選挙」
「活動の概要」

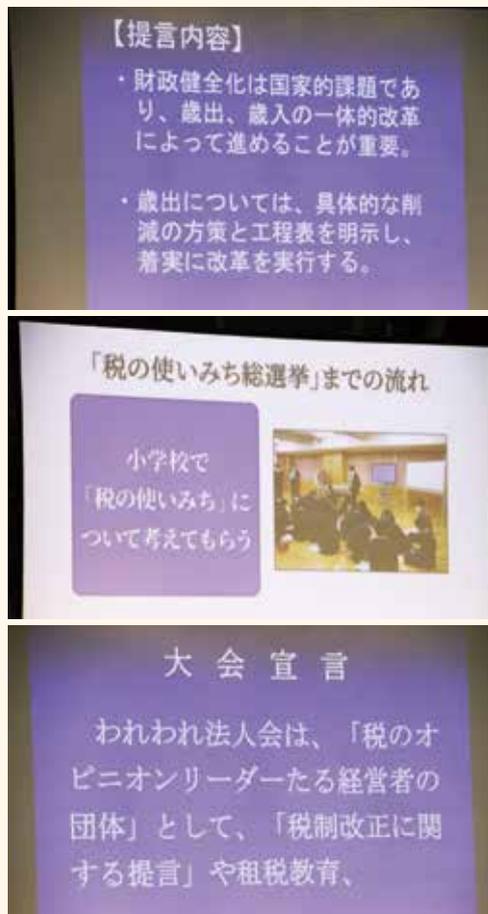
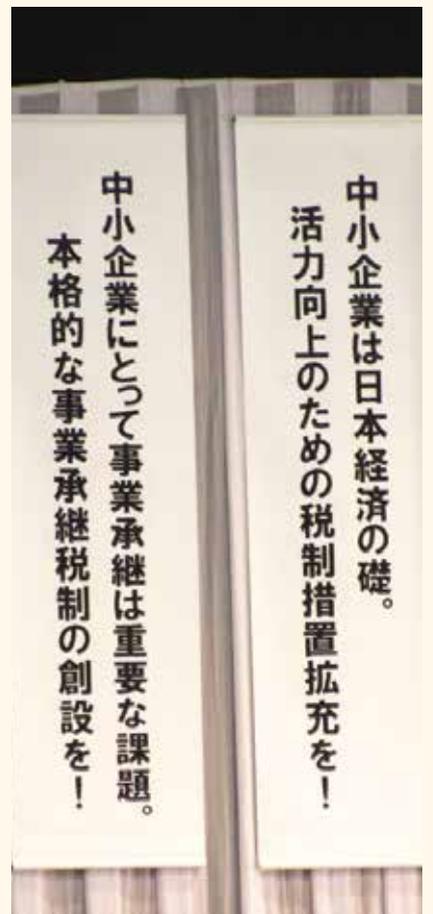
①租税教室で「税の使いみち」について

て小学生同士で話し合った後に、宿題として持ち帰った「税の使いみちシート」を家庭で親と話し合い完成させ、「立候補」の形で提出。

②集まった「立候補」の中から、一次選考を通過した小学校10校より選出された代表者各1名がプレゼンを実施。来場者全員による「総選挙(投票)」を行いグランプリを決定。③今までの一方通行型の租税教室でなく、多くの大人たちにも繋がる租税教室を一貫したテーマとして開催。

④授業で税の使いみちについて皆で考える時間を設け、家庭で親に自分の考えを伝え、家族と一緒に考えることで多くの大人たちとも繋がる事業となりました(金沢法人会のHPより抜粋)。

授業だけでは終わらずに、各家庭で「税金の使いみち」を宿題として考えることで、授業で終わらない「家庭での租税教室」を実現されていました。子供たちの働く世代の親と一緒に「税について考えるきっかけ」となり、租税教室活動の普及につながったことが評価されました。



おわりに

法人会は、中小企業の声を国に届ける役割をしています。

届けています。

荻窪法人会税制委員会は、税制改正要望を通じて、中小企業の声を国に

税制委員会では、会員企業の税務に関するご意見・ご要望を引き続き募集しています。

としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現(29.74%)したが、OECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成

29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置を!

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前(2022年より前)に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政

の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応じているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

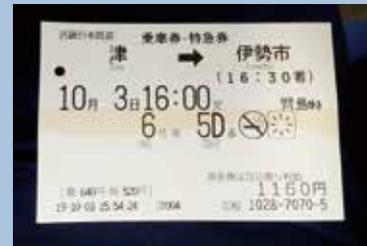
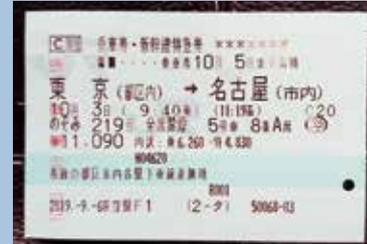
本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策

第36回法人会全国大会 三重大会 紀行文

報告者 税制委員会 新井俊雄副委員長



夏とはちがった蒸し暑い朝、東京駅に向かうのであります。

法人会の三重大会 紀行文担当の新井です。

紀行文の担当者が遅れたら「まじい」と思い、中央線の混み合う車内に身を置いたのであります。新幹線のホームも蒸し暑いのは同じです。（まだ半袖の方もおります）今回の待ち合わせ場所は、新幹線のホームです。参加者は8名。先乗りしていただいた小林さま以外の7名で、まずは新幹線で名古屋に向かつて出発です。

名古屋駅から津駅まで近鉄特急に乗りして向かい、津駅には大会用の送迎バスが待機しております。（補助席まで全て使って出発）

会場は、田んぼの中の真新しい“BUDDOKANN『サヨリーナ』”レスリングの吉田サヨリさんの出身地だそうですね。

会場は大きなホールです。素晴らしいのですが、音響効果はダメ、声が反響して籠ってしまい、よく聞き取りにくい（おまけに隣の席の色黒のおじさんは、公演を無視して喋りまくる）伊勢神宮の由緒を語ってくださる記念講演は、残念な結果なのであります。

会場を出ると、午後の雨です。津

駅から伊勢市駅に向かうのには、アクセスが悪く、会場から津駅までの巡回バスは大混雑です。一転して伊勢市に向かう近鉄特急は、快適なのであります。これから舌鼓が待っているのをごさいます。楽しみですよ。

期待に反して、伊勢市は食べ物屋さんが少ない。ちょっとした所は『満席』なのであります。小エビが旨い！のでありますよ、御同輩。

法人会の全国大会の楽しみの一つが、この夕食会の語りになります。日本のこと、日本の置かれている立場のこと、将来の有るべき姿、仲間と忌憚のない意見を交わしあう、そこには熱い思いがあり、心の小さい他人の批判はゼロなのが清々しく感じられます。やはり経営者の集まった集団のパワーの違いなのであります。

明日は伊勢神宮に参拝して帰路につく予定です。

素晴らしきかな・・・。

税制委員会を中心とした今大会の参加者メンバーに幸多かれと思うのであります、合掌。

パソコン・スマホで確定申告

✕ 混雑した税務署に行く
✕ 郵便で送る

e-Taxを利用すれば
そんな不便がありません

■ e-Taxを利用するための準備

方法1 マイナンバーカードを使って送信

①  マイナンバーカード 

②  ICカードリーダライタ または  マイナンバーカード対応のスマホ

お持ちでない方は、こちらの方法

方法2 IDとパスワードで送信

税務署で発行した

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

◆ 申告されるご本人が、運転免許証などの本人確認書類をお持ち下さい

※ ID・パスワード方式は、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーで利用できます。
※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
※ メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

従業員様向けの

**出張発行も
行います。**

詳しくは荻窪税務署へ
お問い合わせください。

■ 準備ができれば国税庁HPにアクセス

画面の案内に従って金額などを入力し、e-Taxで送信して**申告完了!**

スマホでも利用できます!



確定申告



特別法人事業税が創設されました



～令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます～

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として、特別法人事業税が創設されました。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税の申告納付が必要になります。特別法人事業税は、地方法人特別税と同様に法人事業税の一部を分離して創設されるものですので、この改正により各法人の税負担が増えることはありません。

申告・納付方法	特別法人事業税は、法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。			
適用時期	令和元年10月1日以後開始する事業年度			
課税標準	基準法人所得割額、基準法人収入割額 (標準税率により計算した法人事業税の所得割額・収入割額)			
税率	法人の種類 課税標準	外形標準課税法人・特別法人 以外の法人	外形標準課税法人(※1)	特別法人(※2)
	基準法人所得割額	37%	260%	34.5%
	基準法人収入割額	30%		

※1 資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人 ※2 協同組合、信用金庫、医療法人など

特別法人事業税の創設に伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税(所得割・収入割)の税率が変更されます。

詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>



主税局HP

地方税共通納税システムがスタートしました



令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、eLTAX電子納税が

さらに便利になりました。これまでのインターネットネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができる**ダイレクト納付**が出来るようになりました。さらに、**全国の自治体に一括で納付**することが可能です。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAX HP

 東京都主税局 杉並都税事務所

ブロック・支部・委員会・部会からの報告

【研修会について】荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。春は各ブロックが独自のテーマで企画開催し、会員同士のよい交流の場となっています。

【委員会について】法人会での委員会の役割は、会員活動の年間のスケジュールを含め指針を示すことにあります。納税制度の普及発展と良き経営者を目指す活動や地域社会貢献を遂行するための具体的な企画と具現化のための道筋を考え、その案件をブロック、支部で実行します。委員会の活動が活発であればブロック支部の活動も充実したものになります。

【部会とは】ある同じ目的を持った会員の集まりです。源泉部会：経理職員の源泉税を中心とした研修会などを行う。青年部会：若手の経営者が集まり、研修会や勉強会を行い、悩みを話し合えるような仲間作りの場ともなっている。女性部会：女性経営者同士の交流や社会貢献活動を行います。

第5ブロック

BLOCK

第5ブロック納涼バス研修会

第5ブロック

今話題の「デジタルミュージアム“チームラボ”へ

令和元年7月26日(金)に毎年恒例の「第5ブロック納涼バス研修会」が33名の参加で開催されました。

午前10時30分に集合し、「東京ベイコート倶楽部」での昼食に向かいました。「東京ベイコート倶楽部」は、完全会員制のホテルであり、メンバーとゲストの方以外は通常入ることができないため、なかなか訪れることのできない場所です。ロビーに到着するとスタッフの方に誘導され、我々だけの宴会場へ向かいました。野村ブロック長のご挨拶にはじまり、嶋会計監査の乾杯のご挨拶で素敵なランチがスタートしました。ランチは5品のコースになっており、どれも本当に美味しく幸せな時間でした。皆さまもシャンパンやワインをいただきながら、優雅なひと時を過ごされていました。その後、今話題の「デジタルミュージアム“チームラボ”」へ向かいました。本当に多くの一般来場者の方々が何時間も待たれている中、今回は特別に優先入場できるチケットを用意していただいていたので、我々はスムーズに入場できました。こちらのミュージアムは「境界のない1つの世界の中で、さまよい、探索し、発見する」というコンセプト通り、部屋から部屋へ移動すると、違う世界が展開されていて、目で見て、音を聞いて、体で体感する、とても面白い新感覚のミュージアムでした。どの部屋もとても素晴らしく綺麗で魅了されました。その後、17時30頃に荻窪に到着し解散となりました。普段なかなか訪れる事のできない場所での研修会は、とても思い出深く、楽しいひと時となりました。



厚生事業委員会

納涼BBQ大会

第3ブロック 厚生事業委員 白石弘典

大盛況のBBQ大会

7月27日(土)、厚生事業委員会・組織委員会・社会貢献委員会合同の納涼BBQ大会が開催されました。昨年は台風の影響で中止となってしまいましたが、今年は天候に恵まれ無事に開催することができました。当日は会員企業の社員の方々やそのご家族を含め、146名の方々にご参加いただきました。過去の実績等を考慮し、ご参加いただく方々に楽しんでいただけるよう準備したこともあり、お帰りの際には感謝のお言葉や来年の開催へのご期待も頂戴することができました。今季新たに役員になった方や一昨年末まで異なる受付方法などで、準備や当日の段取りなど至らない点もありました。来年は今年以上に多くの方々のご参加と、お喜びのお言葉を頂戴できるよう準備いたします。



青年部会

打ち水大作戦 2019

青年部会 高橋雅之、本田雄治

15年目となる

八丁通り商店会・上荻本町通り商店会共同開催の打ち水大作戦

今年で15年目となる八丁通り商店会・上荻本町通り商店会共同開催の打ち水大作戦に参加いたしました。前日まで梅雨空で開催が危ぶまれましたが、当日は数日ぶりの青空で、無事に開催という運びになりました。青年部メンバー13名で商店街の方々を合わせ、50か所以上の打ち水ポイントに水槽を設置し、17時からイベントがスタート。八丁通り商店会では井草囃子と一緒に移動し、華やかな音色に誘われ近所のお子様たちも多数参加。上荻本町通り商店会では各ポイントでご近所の方・歩行者の親子連れなどを積極的に誘導して、各商店会とも盛況で終わることができました。打ち上げは厚生委員会主催のバーベキューに商店会の方々と一緒に参加し、交流を深め、来年も一緒に盛り上げようと一致団結することができました。来年も多くの青年部会員のご参加をお待ちしております。



女性部会

荻窪税務署へのご挨拶

女性部会

荻窪税務署新庁舎へご挨拶に

令和元年9月5日(木)に女性部会正副役員4名で、この7月にご異動により荻窪税務署の署長・副署長・担当統括官・担当上席が替わられましたので、荻窪税務署新庁舎へご挨拶に伺いました。米田署長様をはじめ、石井副署長様、法人課税第一部門向後統括国税調査官様、法人課税第一部門鈴木審理上席国税調査官様にご挨拶させていただきました。またご挨拶と併せて、女性部会の恒例行事である「税に関する絵はがきコンクール」の「荻窪税務署長賞」選定をお願いをいたしました。終始和やかな雰囲気の中、貴重なお話しも伺いすることができ、素晴らしい時間となりました。



青年部会

税務研修会

青年部会 広報委員長 長谷川記史

情報の共有が求められる研修会

令和元年は税率の改正が行われる年度であり、また日本国として初めて軽減税率制度が導入されることから慎重な情報の共有が求められる研修会であった。受講者も知識の不備が無いよう緊張感のある研修が荻窪税務署向後統括官のもと進められた。企画懇親会では日本発の味覚である「旨味」の代表食材である出汁の研修を行う。研修は豊洲市場へ公設市場が移転しても築地という歴史ある場所で出汁商材を専門的に取り扱う「株式会社築地三京」清水社長を招いて行われた。翌年の東京五輪を前に会員は改めて我が国の伝統ある食材について知見を深めることができた。



源泉部会

源泉部会 野外研修会

源泉部会 副部会長 鎌田健二

江戸情緒を堪能して国際交流に発展

東京オリンピックが1年後になり、日本を訪れる外国人が飛躍的に増えていることを肌で感じます。海外の方にとって日本文化の不思議を体感できるキーワードの1つが「江戸」や「相撲」ではないでしょうか。私たち日本人にとっても、「江戸」や「相撲」は非日常の興味ある世界です。

梅雨の晴れ間、14名が参加して「江戸」と「相撲」をテーマに源泉部会野外研修会が開催されました。両国駅前の江戸東京博物館。観覧チケットを手に約2時間の自由見学。まずは特別展『江戸のスポーツと東京オリンピック』。江戸時代にスポーツなんてあったの?と疑いましたが、興味深い展示が数多くあって「なるほど!へえ〜」でした。やがて近代から現代のオリンピック、そして東京2020大会へつながっていきました。フロアーを移動して『常設展』を見学。海外の方も多く、広い空間に工夫された展示。各コーナーとも見応えがあり、体験も交えた展示に、時間があっという間に過ぎてしまいました。続いては「相撲」がテーマ。やって来たのは割烹『吉葉』。宮城野部屋として多くの力士を輩出した本物の土俵が店内にある異空間。途中、相撲甚句の実演もあり、数組の外国人も美味しい「ちゃんこ」と独特の雰囲気を楽しんでいました。

デンマークからいらした若い素敵カップルが、相撲の番付表を手にしていましたが「What is this?」と私たちにご質問。達者な英語で回答されたメンバーが、国際交流を深める場面もありました。そして多くのメンバーは、日本酒を堪能して奥深い日本文化の探求に余念がありませんでした。

源泉部会は、実務担当者が源泉税に関する税務知識を中心に勉強する部会です。研修会を継続することで、実務面で経営を支援できる人材を育成しています。源泉部会のもう一つのテーマは、人的交流を大切にすることです。親会からのご支援と、署からのご指導をいただき、今年も源泉部会は楽しく有意義な活動をしていきます。どうぞ源泉部会にご参加ください。お待ちしております。



源泉部会

荻窪税務署へのご挨拶

源泉部会

源泉部会役員で荻窪税務署新庁舎へご挨拶に

令和元年9月10日(火)に源泉部会役員8名で、この7月にご異動により荻窪税務署の署長・副署長・担当統括官・担当上席が替わられましたので、荻窪税務署新庁舎へご挨拶に伺いました。米田署長様をはじめ、石井副署長様、法人課税第一部門向後統括国税調査官様、法人課税第一部門鈴木審理上席国税調査官様にご挨拶をさせていただきました。源泉部会は経理担当者中心で構成されている部会であり、適正な源泉徴収事務を行うための研修会を数多く税務署の方にもご協力いただき研修会を開催しておりますので、改めて米田署長様と皆さまにも研修会におけるお力添えのお願いをいたしました。



源泉部会

「源泉所得税の実務」と「消費税軽減税率制度」

源泉部会

令和元年9月19日(木)荻窪税務署2階会議室において、源泉部会主催の「9月税務研修会」が開催されました。今回も昨年度に引き続き、源泉部会における会員増強の意図もあり、全会員様宛にご案内をしたところ、24名の方がご参加されました。

最初に石井副署長様よりご挨拶をいただき、研修会はスタートいたしました。講師は荻窪税務署の法人課税第1部門上席調査官の加藤京子様と法人課税第1部門上席調査官の後藤由貴様に「源泉所得税の改正」と「消費税の軽減税率制度」の2本立てのテーマで、ご講義いただきました。皆様熱心に受講されていました。

優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく たい きょう
特 退 共



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaijkyo.or.jp/>

